

建築協定は、個人の意思で脱退することはできません！

～建築協定の加入と脱退について、よくある誤解～

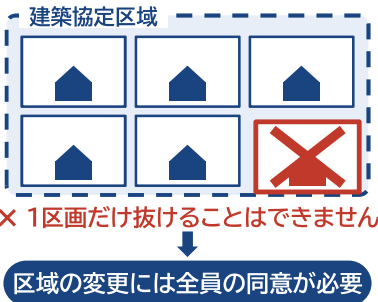
- ⚠ 建築協定は、個人の意思だけで脱退することはできません。
- ⚠ 建築協定からの脱退は、「協定区域の変更」にあたるため、協定運営委員会による所定の手続きが必要です。

1 誤解されがちなポイント

よくある誤解	実際は…
✕ 自治会や建築協定運営委員会に申請すれば脱退できる	○ 自治会や建築協定運営委員会に申請しても脱退できません。
✕ 土地を売れば協定から脱退する	○ 土地を売却し、所有権が移転しても脱退できません。
✕ 土地を買った、または相続した人は、協定に入るかどうかを選べる	○ 元々、協定に加入していた土地は、次の所有者に効力が引き継がれます。
✕ 個人が直接、府や市に対し、申請すれば脱退できる	○ 個人が申請しても脱退できません。

2 なぜ脱退できないの？

- POINT1 加入地から脱退することは、建築協定区域の「変更」にあたります。
- POINT2 区域の変更には、区域内の土地所有者等の全員の同意が必要です。
- POINT3 建築協定は地域のみなさんの合意でつくられた大切なルールであり、地域が主体となって運営するものです。
(府や市は運営に関与できません。)



3 建築協定区域の「変更」と「廃止」の違い

変更 (例; 区域から1区画が抜ける場合)	原則として、土地所有者等の全員の合意が必要です。
廃止 (建築協定そのものをなくす場合)	土地所有者等の過半数の合意をもって特定行政庁(大阪府)に申請し、認可を受ける必要があります。

⚠ いずれも、建築基準法および各地区の協定書に定められた手続きが必要です。

4 こんなときはご確認を

- ☐ 土地を購入・売却するとき
- ☐ 相続により土地を取得したとき
- ☐ 新築・増築・改築・用途変更をするとき
- ☐ 自分の土地が建築協定区域か確認したとき

5 詳しく確認するには

- 各地区の建築協定書の概要は、市ホームページで閲覧できます。
- 各地区の建築協定運営委員会の連絡先は、都市企画課窓口で確認できます。

